

広島市告示（安芸区）第 58 号
令和 7 年 5 月 20 日

平成 10 年 3 月 12 日付けで地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項に規定する地縁による団体として認可した矢野南五丁目町内会（代表者 大迫 すみえ）について、下記のとおり告示事項を変更しましたので、同条第 10 項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

記

変更があった事項及びその内容

- 1 事務所
広島市安芸区矢野南五丁目 25 番 3 号
- 2 代表者の氏名及び住所
加藤 陽一
広島市安芸区矢野南五丁目 25 番 3 号